

第67期 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

開催日時

2020年6月26日(金曜日) 午前10時

開催場所

長野県上伊那郡宮田村137番地
当社本社管理棟2階第3会議室

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第67期定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	3
連結計算書類等……………	21
計算書類等……………	26
株主総会参考書類……………	33

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

新型コロナウイルスの感染が広がっております。
株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、株主総会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

証券コード 7885
2020年6月5日

株 主 各 位

長野県上伊那郡宮田村137番地

タカノ株式会社

代表取締役社長 鷹 野 準

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後4時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 長野県上伊那郡宮田村137番地

当社本社管理棟2階第3会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

<ご案内>

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.takano-net.co.jp/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.takano-net.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 例年株主総会終了後に開催しております会社説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、本年は中止することを決定いたしましたので、お知らせいたします。また、飲みもの、お菓子等のご提供およびお土産の配布についても中止いたします。事情をご拝察いただき、何卒ご理解たまわれますよう、お願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の減速および米中貿易摩擦の影響を背景に製造業を中心に弱さが続いているなか、さらに、本年初から新型コロナウイルスの世界的感染拡大およびその感染拡大防止施策等により、社会経済活動は停滞し、結果として国内消費も広く抑制され、景気は減速しております。

当社グループの主力製品が関係するオフィス家具業界におきましては、年度前半においては首都圏における新築・移転需要は堅調に推移したものの、景気の減速感から年度末にかけてオフィスにかかる投資は手控えられることとなりました。

また、当社グループのもう一つの主力製品である検査計測装置に関連する液晶をはじめとするFPD（フラット・パネル・ディスプレイ）製造装置業界におきましては、中国における大型液晶パネル製造設備投資は堅調に推移したものの、新型コロナウイルスの感染拡大により年度末にかけてその需要動向は不透明感を増しました。

このような環境のもとで、当社グループは従前の中期経営計画「Innovation 68」の内容等の見直しを行い、あらためて、中期経営計画「Next Innovation 71」を策定し、その基本方針である「構造改革とプロセス改革により、高付加価値事業へシフトし、新たな成長路線を構築する」の実現を図るべく、全社的な重点施策事項の具体化に取り組んでまいりました。

具体的には、グローバル販売の拡大に向けた北米事業拠点「Takano of America Inc.」の設立、IoT・センサー・ソフトウェア等を活用した製造ラインのさらなる合理化に向けた「ものづくり革新プロジェクト」の発足とその推進のほか、各種の事業提携活動と新規事業開発活動に注力してまいりました。

しかしながら、主に半導体関連業界の需要低迷等により検査計測事業および産業機器事業の販売が減少したこと、年度末にかけての景気減速により住生活関連事業の販売が減少したこと等により、当連結会計年度の売上高は22,346百万円で、前連結会計年度比1,311百万円、5.5%の減収となりました。

利益面につきましては、販売の減少にともなう粗利益額の減少および新規研究開発分野にかかる先行投資等により、営業利益754百万円（前連結会計年度比382百万円、33.6%の減益）、経常利益858百万円（前連結会計年度比433百万円、33.6%の減益）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、585百万円（前連結会計年度比373百万円、38.9%の減益）となりました。

事業区分別の概況は次のとおりであります。

[事業区分別売上高]

(単位：百万円)

事業	第 66 期 (前連結会計年度) 自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日		第 67 期 (当連結会計年度) 自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
住生活関連機器	10,572	44.7%	10,291	46.0%	△280	△2.7%
検査計測機器	8,214	34.7	7,577	33.9	△637	△7.8
産業機器	2,329	9.9	1,978	8.9	△350	△15.0
エクステリア	910	3.8	955	4.3	44	4.9
機械・工具	1,630	6.9	1,543	6.9	△87	△5.3
合 計	23,657	100.0	22,346	100.0	△1,311	△5.5

〔住生活関連機器事業〕

当事業区分は、当社、連結子会社上海鷹野商貿有限公司で構成され、主にオフィス用、福祉・医療施設用の椅子等の製造販売を行っております。

当事業においては、ロボット化の推進やIoTの活用等による生産性向上活動や、新加工技術の取り込みを含めた要素技術の高度化を図ってまいりました。また、医療関連分野等向けの新製品開発とその市場導入活動に注力してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう年度末にかけての需要減少により、売上高は10,291百万円で前連結会計年度比280百万円、2.7%の減収となりました。利益面では、積極的なコスト削減・合理化活動に努めたものの、販売の減少にともなう粗利益額の減少により、セグメント利益は281百万円で、前連結会計年度比72百万円、20.5%の減益となりました。

〔検査計測機器事業〕

当事業区分は、当社、連結子会社タカノ機械株式会社および台湾鷹野股份有限公司で構成され、主に液晶等の検査計測装置等を製造販売しております。

当事業においては、半導体関連検査装置分野の強化拡充に向けた活動に加え、高機能フィルムおよび電池部材向け検査装置の受注拡大に向け、販売活動に注力してまいりました。また、製品の競争力向上を図るべく、A Iを含む新検査手法の開発と高速化を目指した新製品開発に取り組んでまいりました。

しかしながら、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中国顧客向け製品立上げが停滞するなどにより、売上高は7,577百万円で前連結会計年度比637百万円、7.8%の減収となりました。利益面では、販売の減少による粗利益額の減少に加え、新製品の開発を積極化させたことにともなう先行費用の発生等により、セグメント利益は299百万円で、前連結会計年度比208百万円、41.0%の減益となりました。

〔産業機器事業〕

当事業区分は、当社、連結子会社香港鷹野国際有限公司およびTakano of America Inc.で構成され、主に電磁アクチュエータ、ユニット（ばね）製品等を製造販売しております。

当事業においては、国内外の顧客に向けた積極的な営業提案活動、医療関連分野向け電磁アクチュエータの販売拡大および新たなコア加工技術開発等に取り組んでまいりました。

しかしながら、半導体関連分野向け製品の需要が低調に推移したことにより、売上高は1,978百万円で前連結会計年度比350百万円、15.0%の減収となりました。利益面では、積極的な経費削減活動等に努めたものの、セグメント利益は80百万円で、前連結会計年度比99百万円、55.3%の減益となりました。

〔エクステリア事業〕

当事業区分は、当社が主に跳ね上げ式門扉、カーポート、テラス、オーニング、ガーデンファニチャー等のエクステリア製品を製造販売しております。

当事業においては、集客施設におけるオーニング等の物件受注の拡大に向けた広告宣伝活動や販売活動に注力するとともに、東京オリンピック・パラリンピック関連施設向け需要の取り込みに向け、営業体制の拡充に取り組んでまいりました。

この結果、商業施設等の大口の物件需要が堅調に推移したことから、売上高は955百万円で前連結会計年度比44百万円、4.9%の増収となりました。利益面では、セグメント利益は17百万円（前連結会計年度はセグメント損失6百万円）と黒字転換することができました。

〔機械・工具事業〕

当事業区分は、株式会社ニッコーによる機械・工具等の仕入販売に関する事業であります。当事業においては、新規顧客の開拓および既存顧客の需要掘り起こしに向け、販売促進活動に注力してまいりました。しかしながら、景気減速にともなう顧客の製造設備投資意欲の減少等の影響により、売上高は1,543百万円で前連結会計年度比87百万円、5.3%の減収となりました。利益面では、セグメント利益は64百万円で、前連結会計年度比15百万円、19.2%の減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は1,725百万円であり、その主なものは住生活関連機器事業に係る新規表面処理設備および横浜技術開発センター建設工事等によるものであります。

③ 資金調達の状況

上記設備投資は自己資金によっており、当連結会計年度中の特記すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 64 期 (2017年3月期)	第 65 期 (2018年3月期)	第 66 期 (2019年3月期)	第 67 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高	21,897百万円	21,696百万円	23,657百万円	22,346百万円
経 常 利 益	1,192百万円	1,209百万円	1,291百万円	858百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	845百万円	885百万円	959百万円	585百万円
1株当たり当期純利益	55円63銭	58円29銭	63円11銭	38円56銭
総 資 産	35,169百万円	38,036百万円	38,225百万円	36,392百万円
純 資 産	27,746百万円	28,453百万円	29,121百万円	29,398百万円
1株当たり純資産額	1,825円91銭	1,872円38銭	1,916円40銭	1,934円62銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、前々連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ニ ッ コ ー	90百万円	100.0%	工具機械装置・外構資材等の仕入販売
タ カ ノ 機 械 株 式 会 社	50百万円	100.0%	省力化機械の設計製造販売
台 湾 鷹 野 股 份 有 限 公 司	20百万台湾元	100.0%	検査計測装置の販売および保守
上 海 鷹 野 商 貿 有 限 公 司	500千米ドル	100.0%	オフィス家具製品等の仕入販売
香 港 鷹 野 国 際 有 限 公 司	1百万香港ドル	100.0%	電磁アクチュエータの仕入販売
Takano of America Inc.	800千米ドル	100.0%	電磁アクチュエータの仕入販売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. Takano of America Inc.は2019年8月29日に設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、世界的な消費の落ち込みや生産活動の停滞等、国内外の経済が当面は減速することが懸念されております。

当社グループの主力製品が関係するオフィス家具業界においても、企業収益の悪化によるオフィスにかかる設備投資意欲の減少が足元で懸念されるところであります。

また、当社グループのもう一つの主力製品である検査計測装置が関連する液晶をはじめとするFPD（フラット・パネル・ディスプレイ）製造装置業界におきましては、一定のIT機器等にかかる設備需要はあるものの、自粛等を含む社会的隔離策の継続の如何により需要の先行きは不透明な状況であります。

このようななか、次期において当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大にかかる経営上の影響を最小化させるための施策を実施するとともに、中期経営計画「Next Innovation 71」に定める重点施策の着実な実行を図り、プロセス改革と事業構造改革を進めてまいります。

株主の皆様のご期待に沿えるよう、中期の経営目標の達成と、企業価値の向上を図るため、当社グループ一丸となって、リスクへの対応と事業構造改革を通じた成長性と収益性の改善に邁進する所存でありますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導を賜れますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業区分	製品分類	主 要 製 品 等
住生活関連機器事業	オフィス用椅子	事務用回転椅子、折畳椅子、会議用椅子の製造販売
	福祉・医療施設用椅子	健康福祉関連機器（福祉・医療施設用の椅子等）の製造販売
検査計測機器事業	検査計測装置	画像処理検査装置（半導体、LCD、電池部材、太陽電池検査装置）、原子間力顕微鏡、画像処理計測装置、レーザー加工機の製造販売
産業機器事業	ユニット製品	薄板ばね、線ばね、渦巻ばね、メッシュ、パンチ等の文具類の製造販売
	産業機器	電磁アクチュエータの製造販売
エクステリア事業	エクステリア製品	跳ね上げ式門扉、カーポート、テラス、オーニング、ガーデンファニチャーの製造販売
機械・工具事業	工具機械装置等	工具機械装置・外構資材等の仕入販売

(6) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	長野県	埼玉事業所	埼玉県
伊那工場	長野県	東京営業所	東京都
下島工場	長野県	横浜営業所	神奈川県
宮田工場	長野県	大阪営業所	大阪府
南平工場	長野県	静岡事務所	静岡県
馬住工場	長野県	大分CSセンター	大分県
函館事業所	北海道	台湾事務所	中華民国台中市

② 子会社

会社名	所在地
株式会社ニッコー	長野県
タカノ機械株式会社	長野県
台湾鷹野股份有限公司	中華民国台中市
上海鷹野商貿有限公司	中華人民共和国上海市
香港鷹野国際有限公司	中華人民共和国香港特別行政区
Takano of America Inc.	米国カリフォルニア州トーランス市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
住生活関連機器事業	213 (43) 名	10名増 (3名増)
検査計測機器事業	238 (5)	16名増 (3名減)
産業機器事業	38 (39)	3名減 (1名増)
エクステリア事業	19 (7)	2名減 (1名減)
機械・工具事業	17 (8)	4名増 (1名減)
全社(共通)	99 (9)	2名増 (2名増)
合計	624 (111)	27名増 (1名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時社員・季節契約社員・パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
537 (102) 名	21名増 (1名増)	43.5歳	14.9年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時社員・季節契約社員・パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 八十二銀行	106百万円
株式会社 みずほ銀行	60

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,721,000株 |
| ③ 株主数 | 5,690名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
コクヨ株式会社	2,151千株	14.15%
日本発条株式会社	2,151	14.15
堀井朝運	1,487	9.78
株式会社鷹山	1,135	7.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	770	5.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	644	4.24
水元公仁	349	2.30
一般財団法人鷹野学術振興財団	330	2.17
鷹野力	322	2.12
タカノ取引先持株会	284	1.87

- (注) 1. 当社は、自己株式を524,811株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式（524,811株）を控除して計算しております。
3. 日本発条株式会社の持株数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式1,000千株（持株比率6.58%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本発条口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。）。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数はすべて信託業務に係るものであります。
5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち、609千株は信託業務に係るものであります。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	鷹 野 準	株式会社ニッコー代表取締役社長、タカノ機械株式会社代表取締役社長、一般財団法人鷹野学術振興財団代表理事
専 務 取 締 役	鷹 野 力	社長補佐、TQM推進室担当、上海鷹野商貿有限公司董事長
常 務 取 締 役	小田切 章	技術開発室担当
常 務 取 締 役	大 原 明 夫	経営企画本部、人事部、アグリ事業推進室、グローバルビジネスグループ担当、Takano of America Inc. President/CEO
取 締 役	久留島 馨	画像計測部門・メディカル事業推進室担当、台湾鷹野股份有限公司董事長
取 締 役	臼 井 俊 行	ネットワーク部担当
取 締 役	玉 木 昭 男	産業機器部門・エクステリア部門担当、香港鷹野国際有限公司董事長
取 締 役	下 島 久 志	ファニチャー部門担当
取 締 役	植 田 康 弘	ヘルスケア部門担当
取 締 役	黒 田 康 裕	コクヨ株式会社特別顧問
取 締 役	貫 名 清 彦	日本発条株式会社取締役専務執行役員
取 締 役	鈴 木 浩	
取締役（監査等委員・常勤）	高 嶋 厚	
取 締 役（監査等委員）	長谷川 洋 二	弁護士法人長谷川洋二法律事務所代表、伊那市工場福祉事業協同組合理事長、株式会社キョウデン社外取締役、ルビコン株式会社社外取締役
取 締 役（監査等委員）	小 澤 輝 彦	

- (注) 1. 取締役黒田康裕、貫名清彦の両氏は、非業務執行取締役であります。
2. 取締役鈴木浩氏および取締役（監査等委員）長谷川洋二、小澤輝彦の両氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）小澤輝彦氏は株式会社八十二銀行経理部門における10年間を超える実務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）戸枝茂夫氏が2020年2月24日に逝去したこととともない、監査等委員である取締役の法定員数を欠くこととなったため、長野地方裁判所に一時監査等委員である取締役の職務を行うべきものの選任の申立てを行ったところ、同裁判所の決定により2020年3月24日付で高嶋厚氏が選任され、就任いたしました。なお、一時役員の任期は後任の監査等委員である取締役が就任するまでの間となりますため、2020年6月26日開催予定の当社第67期定時株主総会にて同氏を監査等委員である取締役候補者として推薦する予定であります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高嶋厚氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役鈴木浩氏および取締役（監査等委員）長谷川洋二、小澤輝彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役ならびに各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	13名 (1)	238百万円 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	20 (7)
合 計 （うち社外役員）	16 (3)	258 (10)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第63期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第63期定時株主総会において、年額35百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、2019年6月27日開催の第66期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
- | | | | | |
|---------------|-----|-----------------|----|---------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 12名 | 10.6百万円（うち社外取締役 | 1名 | 0.3百万円） |
| 取締役（監査等委員） | 2名 | 0.6百万円（うち社外取締役 | 2名 | 0.6百万円） |

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）長谷川洋二氏は、弁護士法人長谷川洋二法律事務所の代表社員および伊那市工場福祉事業協同組合の理事長を兼務しております。なお、当社は同法人と法律顧問契約を締結しておりますが、同法人と当社との間における取引額は僅少であります。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）長谷川洋二氏は、株式会社キョウデンおよびルビコン株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
社外取締役 鈴木 浩	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会4回のすべてに出席し、主に企業経営管理の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 長谷川 洋 二	当事業年度に開催された取締役会6回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築に関する助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のすべてに出席し、適宜、取締役の職務の執行に関わる管理体制等についての必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 小澤 輝 彦	当事業年度に開催された取締役会6回のすべてに出席し、主に企業経営管理の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のすべてに出席し、適宜、取締役の職務の執行に関わる管理体制等についての必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査の計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討等に関して、有限責任監査法人トーマツの助言・指導等のコンサルティングを受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

○業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2016年6月29日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを周知徹底させる。

取締役に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の重要な意思決定および報告など取締役の職務執行に関しては、文書の作成、保存および管理に係る文書管理規程を策定する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を担当する取締役および部署を定める。リスク・コンプライアンスに関しては常勤取締役を構成員とする経営会議にて審議を行う。また、リスク管理に関する基本的な方針等を含むリスク管理の基本事項を定めた規程を制定する。

各事業部門におけるリスクの管理を行うべく、各事業部門長は定期的にリスク管理状況に関して取締役会に報告を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要事項について、慎重かつ迅速な意思決定を図るための常勤取締役を構成員とする経営会議を設置し、運用する。

組織の効率的かつ適正な運用を図る目的をもって、決裁基準、職務権限、職務分掌および組織に関する規程を定め、運用する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令および定款に適合し、また、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に順じた行動をとるための行動規範等の規程を定め、それを全使用人に周知徹底させる。

リスク・コンプライアンスに関しては常勤取締役を構成員とする経営会議にて審議を行う。また、コンプライアンスを担当する取締役および部署を定め、コンプライアンスに関するプログラムを実施する。

使用人に対し、コンプライアンスに関する研修・教育を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

⑥ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等のコンプライアンス・リスク管理体制、子会社等管理の担当部署、子会社等の統治に関する事項等に関して定めた管理規程を定める。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より要求がある場合、監査等委員会を補助すべき必要な使用人を配置する。

監査等委員会を補助すべき使用人を配置した場合において、当該使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由にして不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役および使用人ならびに当社の子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、法令、定款、社会通念に則った企業倫理に違反する行為およびその恐れがあるとき、その他監査等委員会が報告すべきものとして認めた事項が生じたときは、当社の監査等委員会に報告を行うものとする。

なお、当社および当社の子会社は、以上の監査等委員会への報告を理由とした報告者への不利益な処遇は一切行わない。

監査等委員会は取締役会および経営会議に出席することができるものとする他、いつでも取締役会および経営会議の議事録を閲覧することができ、決議事項および報告事項の内容を確認することができるものとする。

代表取締役は監査等委員会との定期的な意見交換の機会を持つものとする。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が必要と認めるときは、監査等委員会は監査等委員の監査を支える弁護士、公認会計士、コンサルタントその他のアドバイザーを会社の費用負担で任用することができる。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

行動規範に関する規程として「タカノ株式会社行動指針」を定め、取締役に配布・周知するとともに、随時コンプライアンス教育を行っております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要文書の保存管理、閲覧環境を整えております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を担当する取締役として、常務取締役経営企画本部長を指名し、企画室をリスク管理を担当する部署として定めております。

リスク管理の基本事項を定めた規程を制定しております。また、事業部門のリスク管理状況については、取締役会に定期的に報告がなされております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営会議を設置して、会議を定期的に開催しております。当事業年度においては、21回の会議を開催しております。

稟議規程、組織および職務権限規程（共通職務権限基準）等を定め、運用しており、運用状況を内部監査室が定期的に確認を行っております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
行動規範に関する規程として「タカノ株式会社行動指針」を定め、全使用人に配布するとともに、社内データベースへの公開により、周知しております。
経営会議においてはリスク・コンプライアンスに関する重要事項について審議を行っております。
コンプライアンスを担当する取締役として、常務取締役経営企画本部長を指名し、企画室をコンプライアンスを担当する部署として定めております。
「タカノ株式会社行動指針」等に基づき、使用人に対する研修・教育を随時行う他、経営トップ層から使用人に対して随時コンプライアンスの重要性について説明・教育を行っております。
- ⑥ 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社管理に関する規定として、「関係会社管理規程」を定めており、経理部を担当部署として、当該規程に基づき子会社の管理を行っております。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現状、監査等委員会より要求がないものの、要求ある場合は、監査等委員会補助使用人の配置を行い、当該使用人の人事異動等についても監査等委員会の同意を得るものとしております。
- ⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由にして不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員は取締役会および経営会議に出席しており、取締役会および経営会議資料等にアクセスすることが可能となっております。
また、代表取締役は監査等委員会に定期的に招へいされ、監査等委員会との意見交換の機会をもっております。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
現状、監査等委員会より要求がないものの、要求ある場合はアドバイザー等を会社の費用負担で任用することとしております。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役や使用人の理解を深めるため、会社における機関としての監査等委員会の権限、機能に係る教育を随時行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営上の重要政策であると考え、より安定した経営基盤の確立と自己資本利益率の向上を図ると同時に、業績の進捗状況、配当性向等を勘案しながら長期安定した利益の還元を行っていくことを方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の拡充、競争力の強化を図るため、新製品開発投資、合理化推進のための投資・事業提携および新規事業開発のための投資など、有効に活用してまいります。

この方針のもと、当期における業績進捗を鑑み、2020年5月22日開催の取締役会決議により、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき16円とし、2020年6月8日を効力発生日とさせていただきます。

(7) 会社の支配に関する基本方針

特段の方針は定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	21,658,779	流 動 負 債	6,139,532
現 金 及 び 預 金	7,650,039	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,429,617
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,978,963	電 子 記 録 債 務	2,074,133
商 品 及 び 製 品	647,428	リ ー ス 債 務	73,868
仕 掛 品	3,183,137	未 払 法 人 税 等	122,619
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,061,384	前 受 金	986,671
そ の 他	137,988	賞 与 引 当 金	421,058
貸 倒 引 当 金	△163	役 員 賞 与 引 当 金	12,367
		そ の 他	1,019,196
固 定 資 産	14,733,577	固 定 負 債	853,948
有 形 固 定 資 産	9,962,827	長 期 借 入 金	96,400
建 物 及 び 構 築 物	3,865,354	リ ー ス 債 務	145,006
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	996,986	退 職 給 付 に 係 る 負 債	440,290
土 地	4,241,294	そ の 他	172,251
リ ー ス 資 産	241,604	負 債 合 計	6,993,480
そ の 他	617,587	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	315,174	株 主 資 本	29,063,225
の れ ん	115,254	資 本 金	2,015,900
リ ー ス 資 産	14,226	資 本 剰 余 金	2,355,417
そ の 他	185,694	利 益 剰 余 金	24,964,385
投 資 そ の 他 の 資 産	4,455,575	自 己 株 式	△272,477
投 資 有 価 証 券	3,329,938	その他の包括利益累計額	335,651
繰 延 税 金 資 産	588,529	その他有価証券評価差額金	244,955
そ の 他	543,306	為 替 換 算 調 整 勘 定	32,170
貸 倒 引 当 金	△6,198	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	58,524
資 産 合 計	36,392,357	純 資 産 合 計	29,398,877
		負 債 純 資 産 合 計	36,392,357

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,346,257
売上原価		17,027,862
売上総利益		5,318,395
販売費及び一般管理費		4,564,019
営業利益		754,376
営業外収益		
受取利息及び配当金	51,235	
還付消費税等	28,396	
助成金の収入	11,832	
その他	62,138	153,602
営業外費用		
支払利息	2,622	
固定資産売却損	23,428	
為替差損	7,715	
その他	16,130	49,896
経常利益		858,082
特別利益		
固定資産売却益	6,588	6,588
税金等調整前当期純利益		864,671
法人税、住民税及び事業税	282,084	
法人税等調整額	△3,348	278,735
当期純利益		585,935
親会社株主に帰属する当期純利益		585,935

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,015,900	2,355,417	24,621,589	△272,477	28,720,429
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△243,139		△243,139
親会社株主に帰属する当期純利益			585,935		585,935
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	342,796	－	342,796
当連結会計年度末残高	2,015,900	2,355,417	24,964,385	△272,477	29,063,225

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	338,682	37,425	25,401	401,509	29,121,938
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△243,139
親会社株主に帰属する当期純利益					585,935
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△93,727	△5,254	33,123	△65,858	△65,858
連結会計年度中の変動額合計	△93,727	△5,254	33,123	△65,858	276,938
当連結会計年度末残高	244,955	32,170	58,524	335,651	29,398,877

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

タカノ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉田昌則 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤野竜男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカノ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカノ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,356,551	流動負債	5,740,000
現金及び預金	6,201,812	支払手形	126,332
受取手形	700,838	買掛金	1,039,148
売掛金	7,560,449	電子記録債務	2,042,433
商品及び製品	559,810	リース債務	57,109
仕掛品	3,150,992	未払法人税等	91,494
原材料及び貯蔵品	1,068,208	前受金	981,026
その他の他	114,439	賞与引当金	392,655
固定資産	14,806,832	役員賞与引当金	11,267
有形固定資産	9,491,302	その他の他	998,533
建物	3,322,285	固定負債	839,553
構築物	201,980	長期借入金	96,400
機械及び装置	1,013,027	リース債務	95,566
車両運搬具	4,494	退職給付引当金	481,886
工具器具及び備品	427,110	その他の他	165,700
土地	4,161,591	負債合計	6,579,553
リース資産	202,770	(純資産の部)	
建設仮勘定	158,042	株主資本	27,340,516
無形固定資産	304,023	資本金	2,015,900
ソフトウェア	139,512	資本剰余金	2,355,417
のれん	115,254	資本準備金	2,157,140
その他の他	49,257	その他の資本剰余金	198,277
投資その他の資産	5,011,506	利益剰余金	23,241,676
投資有価証券	3,317,508	利益準備金	503,975
関係会社株式	538,595	その他の利益剰余金	22,737,701
関係会社出資金	47,350	別途積立金	21,000,000
繰延税金資産	598,296	繰越利益剰余金	1,737,701
その他の他	515,954	自己株式	△272,477
貸倒引当金	△6,198	評価・換算差額等	243,314
資産合計	34,163,384	その他有価証券評価差額金	243,314
		純資産合計	27,583,831
		負債純資産合計	34,163,384

招集通知

事業報告

連結計算書類等

計算書類等

株主総会参考書類

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金	額
売上高	19,493,108				
売上原価	14,815,268				
売上総利益	4,677,840				
販売費及び一般管理費	4,143,569				
営業利益	534,270				
受取利息及び配当金	103,601				
還付消費税	28,396				
その他	69,225				201,223
営業外費用					
支払利息	1,235				
固定資産売却損	23,520				
為替差損	10,380				
その他	13,056				48,192
経常利益	687,301				
特別利益					
固定資産売却益	6,563				6,563
税引前当期純利益	693,864				
法人税、住民税及び事業税	217,172				
法人税等調整額	△29,919				187,253
当期純利益	506,611				

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 式	株主資本計 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
						別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,015,900	2,157,140	198,277	2,355,417	503,975	20,500,000	1,974,229	22,978,204	△272,477	27,077,044
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△243,139	△243,139		△243,139
当 期 純 利 益							506,611	506,611		506,611
別 途 積 立 金 の 積 立						500,000	△500,000	－		－
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	500,000	△236,527	263,472	－	263,472
当 期 末 残 高	2,015,900	2,157,140	198,277	2,355,417	503,975	21,000,000	1,737,701	23,241,676	△272,477	27,340,516

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	336,662	336,662	27,413,707
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△243,139
当 期 純 利 益			506,611
別 途 積 立 金 の 積 立			－
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△93,348	△93,348	△93,348
当 期 変 動 額 合 計	△93,348	△93,348	170,123
当 期 末 残 高	243,314	243,314	27,583,831

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 等

計 算 書 類 等

株 主 総 会 参 考 書 類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

タカノ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉田昌則 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤野竜男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカノ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、毎月定期的に監査等委員会を開催し、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査等委員間で意見交換を行ったほか、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するために、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに職務の執行状況について報告並びに監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求め意見交換を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。
- ③当社の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの整備等に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正であり、その構築及び運用状況については、事業環境の変化を踏まえ、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

タカノ株式会社監査等委員会

一時取締役 監査等委員職務代行者(常勤)	高 嶋 厚 ㊞
社外取締役 監査等委員	長谷川 洋 二 ㊞
社外取締役 監査等委員	小 澤 輝 彦 ㊞

- (注) 一時取締役監査等委員職務代行者 高嶋 厚は、2020年2月24日に監査等委員である取締役戸枝茂夫氏の逝去により、監査等委員である取締役の法定員数を欠くこととなったため、2020年3月24日付で長野地方裁判所伊那支部の決定により、一時監査等委員の職務を行うべきものとして選任され、就任いたしました。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力を2年とする旨の規定を新設するとともに、これに伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第18条 (条文省略)	第1条～第18条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</u> 第19条 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第19条～第37条 (条文省略)	第20条～第38条 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特に指摘すべき事項はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	候補者属性
1	鷹野 準	代表取締役社長	経営全般	再任
2	鷹野 力	専務取締役	社長補佐、TQM推進室担当	再任
3	小田切 章	常務取締役	技術開発室担当	再任
4	大原 明夫	常務取締役	経営企画本部、人事部、アグリ事業推進室、グローバルビジネスグループ担当	再任
5	久留島 馨	取締役	画像計測部門・メディカル事業推進室担当	再任
6	臼井 俊行	取締役	ネットワーク部担当	再任
7	たまき 昭男	取締役	産業機器部門・エクステリア部門担当	再任
8	しもじま 久志	取締役	ファニチャー部門担当	再任
9	うえだ 康弘	取締役	ヘルスケア部門担当	再任
10	くろだ 康裕	取締役 (非業務執行)	—	再任
11	かんめい きよ彦	取締役 (非業務執行)	—	再任
12	すずき 浩	社外取締役	—	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 東京証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	再任 たかの 鷹野 じゅん (1949年1月7日生)	1974年3月 当社入社 1978年8月 当社取締役 1982年9月 当社常務取締役 1985年9月 当社専務取締役 1998年6月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） (株)ニッコー代表取締役社長 タカノ機械(株)代表取締役社長 一般財団法人鷹野学術振興財団代表理事	183,300株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、取締役に就任し42年の任務を通じて、当社の事業活動全般に関し豊富な経験と高度な知識を有しています。また、1998年から22年間にわたり、当社の代表取締役社長として経営全般を適切に統括していることから当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としたしました。		
2	再任 たかの 鷹野 つとむ 力 (1951年12月3日生)	1980年1月 当社入社 1990年9月 当社取締役 1994年6月 当社家具開発部長 1996年6月 当社常務取締役 2015年6月 当社専務取締役（現任） 2015年7月 社長補佐・TQM推進室担当（現任） （重要な兼職の状況） 上海鷹野商貿有限公司董事長	322,200株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の様々な事業部門の担当取締役を歴任するとともに、中国現地法人の役員も務め、海外における事業を含め幅広い知識および経験に基づいた実績を有しております。また、2015年7月からは全社の品質管理等を統括する部署の担当取締役および社長補佐として当社の経営全般にわたる業務改革に成果をあげていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	再任 こたぎり 小田切 あきら 章 (1947年9月10日生)	1973年4月 (株)三協精機製作所（現日本電産サンキョー(株)）入社 1986年9月 当社入社 1997年4月 当社メカトロ部（現画像計測部門）部長 1997年6月 当社取締役 2006年6月 当社常務取締役（現任） 2013年4月 技術開発室担当（現任）	18,400株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、1997年から2013年まで16年間検査計測装置事業の担当取締役を務め、同事業の成長を牽引してまいりました。また、製品の研究開発に係る豊富な経験と高い知見に基づき、2013年からは当社の全社的な新技術開発に従事し、成果をあげていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		
4	再任 おおはらあき 大原明夫 (1948年3月23日生)	1971年4月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほフィナンシャルグループ）入行 2001年8月 当社入社、当社企画室長 2003年7月 当社経理部長 2005年6月 当社取締役 2007年6月 当社常務取締役（現任） 2019年4月 経営企画本部、人事部、アグリ事業推進室、グローバルビジネスグループ担当（現任） (重要な兼職の状況) Takano of America Inc. President/CEO	7,300株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は金融機関で培った経験と知識のもと、2005年から当社経理部門、経営企画部門、人事部門等の管理部門の担当取締役としてその職務・職責を適切に果たしております。このような豊富な経験と高い見識を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	再任 く　　る　　しま　　かおる 久　留　島　　馨 (1956年3月12日生)	1990年9月　当社入社、営業開発部主査 1996年1月　当社営業開発本部画像営業部長 2006年6月　当社取締役（現任） 2010年7月　当社新事業開発部長 2013年4月　画像計測部門担当（現任） 2015年1月　メディカル事業推進室担当（現任） （重要な兼職の状況） 台湾鷹野股份有限公司董事長	10,800株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、主に検査計測事業の営業部門に従事し、2006年からは担当取締役として検査計測事業の成長を牽引してまいりました。その豊富な業務経験、営業管理に関する高い知見を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		
6	再任 う　　す　　い　　とし　　ゆき 白　　井　　俊　　行 (1954年2月28日生)	1976年4月　(株)八十二銀行入行 2006年6月　同行執行役員 2007年6月　当社取締役（現任） 2008年6月　ユニット部門、健康福祉部門担当 2012年4月　ファニチャー&ヘルスケア部門担当 2016年7月　ネットワーク部担当（現任）	7,200株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は金融機関で培った経験と知識のもと、当社の様々な事業部門の担当取締役を歴任し、その職務・職責を適切に果たしております。このような豊富な経験と高い見識を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	再任 たまきあきお 玉木昭男 (1955年10月27日生)	1978年4月 当社入社 1997年3月 当社産業機器部長 2008年12月 当社エレクトロニクス部門画像計測グループ（現画像計測部門）管理部長 2012年4月 当社執行役員 2014年6月 当社取締役（現任） 2015年7月 産業機器部門・エクステリア部門担当（現任） (重要な兼職の状況) 香港鷹野国際有限公司董事長	6,700株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、主に産業機器部門に従事し、2015年からは産業機器部門およびエクステリア部門の担当取締役として、入社以来培った豊富な経験と事業経営における高い見識のもと、部門業務改革で成果をあげていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			
8	再任 しもじまひさし 下島久志 (1960年10月1日生)	1984年4月 当社入社 2002年7月 家具部門（現ファニチャー部門）管理部長 2006年7月 当社エレクトロニクス部門産業機器部（現産業機器部門）部長 2009年7月 家具部門（現ファニチャー部門）管理部長（現任） 2012年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役（現任） ファニチャー&ヘルスケア部門（現ファニチャー部門）担当（現任）	3,500株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、主にファニチャー部門に従事し、2016年からはファニチャー部門の担当取締役として、入社以来培った豊富な経験と事業経営における高い見識のもと、主に部門生産改革等で成果をあげていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
9	再任 う え だ や す ひ ろ 植 田 康 弘 (1957年2月18日生)	1980年4月 オリンパス光学工業(株) (現オリンパス(株)) 入社 2000年4月 同社内視鏡事業企画部長 2006年6月 同社執行役員 2009年8月 ベックマン・コールター・バイオメディカ ル(株)代表取締役兼薬事法務本部長 2011年1月 ベックマン・コールター(株)取締役品質・薬 事法務行政担当 2013年11月 ビー・ブラウンエースクラップ(株)執行役員 薬事・品質保証本部長 2016年11月 当社入社、執行役員経営企画本部主管 2017年4月 当社上席執行役員ヘルスケア部門副部門長 2017年6月 当社取締役 (現任) ヘルスケア部門担当 (現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、医療機器業界に長年従事し、医療機器関連企業で培った豊富な経験と高度な知識を有し、これらの知見を活かすことにより、引き続き当社の経営への貢献が期待されていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
10	再任 くろ だ やす ひろ 黒 田 康 裕 (1952年7月6日生)	1975年4月 コクヨ(株)入社 1991年6月 同社取締役 1993年6月 同社常務取締役 1995年6月 同社専務取締役 2009年3月 同社代表取締役専務 2010年3月 同社代表取締役副社長 2011年3月 同社代表取締役、副社長執行役員 2015年3月 同社取締役副会長 2018年6月 当社取締役(現任) 2020年3月 コクヨ(株)特別顧問(現任) (重要な兼職の状況) コクヨ(株)特別顧問	一株
【取締役候補者とした理由】 同氏はコクヨ株式会社での会社経営において培われた経営者としての高い見識とオフィス家具業界での長年の経験を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスをいただけるものと判断し、引き続き、業務執行を行わない取締役候補者いたしました。			
11	再任 かん めい きよ ひこ 貫 名 清 彦 (1957年6月10日生)	1980年4月 日本発条(株)入社 2010年2月 同社シート生産本部生産技術部長 2011年6月 同社執行役員 2015年4月 同社常務執行役員 2018年4月 同社専務執行役員 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年4月 日本発条(株)代表取締役副社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 日本発条(株)代表取締役副社長執行役員	一株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、日本発条株式会社での職務を通じて培われた経営者としての高い見識とばね関連業界での長年の経験を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスをいただけるものと判断し、引き続き、業務執行を行わない取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
12	再任 社外 独立 すず き ひろし 鈴 木 浩 (1942年5月27日生)	1966年4月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほフィナンシャルグループ）入行 1994年6月 同社取締役 1995年5月 興銀証券(株)（現みずほ証券(株)）常務取締役 1997年6月 (株)日本興業銀行（現(株)みずほフィナンシャルグループ）常務取締役 2001年6月 富士重工業(株)（現(株)SUBARU）取締役専務執行役員 2004年6月 同社代表取締役副社長 2006年6月 同社顧問 2007年6月 (株)日本航空社外監査役 2019年6月 当社社外取締役（現任）	一株
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関や事業会社での経営において培われた経営者としての豊富な経験とコンプライアンスおよびコーポレートガバナンスにおける高い見識を有しており、当社取締役会の適切な意思決定を行う上での有効なアドバイスをいただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者としたしました。		

- (注) 1. 取締役候補者鷹野 準氏は、当社の100%出資の子会社株式会社ニッコーおよびタカノ機械株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は両社との間に材料、製品仕入の取引関係があります。
2. 取締役候補者鷹野 力氏は、当社の100%出資の子会社上海鷹野商貿有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社との間に材料仕入、販売業務の委託の取引関係があります。
3. 取締役候補者大原明夫氏は、当社の100%出資の子会社 Takano of America Inc.のPresident/CEOを兼務しており、当社は同社との間に製品販売の取引関係があります。
4. 取締役候補者久留島 馨氏は、当社の100%出資の子会社台湾鷹野股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社との間に材料仕入、販売業務の委託の取引関係があります。
5. 取締役候補者玉木昭男氏は、当社の100%出資の子会社香港鷹野国際有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、材料仕入の取引関係があります。
6. 取締役候補者黒田康裕氏は、コクヨ株式会社の特別顧問を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。
7. 取締役候補者貫名清彦氏は、日本発条株式会社の代表取締役副社長執行役員を兼務しており、当社は同社との間に製品販売、原材料の一部仕入の取引関係があります。

8. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
9. 鈴木 浩氏は、社外取締役候補者であります。
10. 取締役候補者黒田康裕氏および取締役候補者貫名清彦氏と当社間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、引き続き業務を執行しない取締役として就任する予定ですので、期待された役割を十分発揮できるよう、同契約を継続する予定であります。また、取締役候補者鈴木 浩氏と当社間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、引き続き社外取締役として就任する予定ですので、期待された役割を十分発揮できるよう、同契約を継続する予定であります。
- これらの契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・非業務執行取締役および社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
11. 鈴木 浩氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
12. 当社は、鈴木 浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役長谷川洋二、小澤輝彦の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、2020年2月24日に監査等委員である取締役戸枝茂夫氏が逝去され、監査等委員である取締役に欠員が生じたため、2020年3月24日に長野地方裁判所において、監査等委員である取締役の職務を一時行うものとして高嶋厚氏が選任され就任いたしました。監査等委員である取締役の職務を一時行うものの任期は、本総会で後任の監査等委員である取締役が選任されるまでとなっております。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	再任 たかしまあつし 高嶋 厚 (1958年8月2日生)	1981年4月 当社入社 1999年7月 当社人事部人事課長 2008年7月 当社人事部部長 2018年1月 当社アグリ事業推進室室長 2020年3月 当社一時取締役監査等委員（現任）	1,000株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 監査等委員である取締役の職務を一時行うものとして選任を受けた後、同氏は、監査等委員としての職務・職責を適切に果たしております。 また、同氏は、当社人事部長を歴任するなど、主に経営管理部門の業務に長年従事しており、そこで培った当社の経営管理・業務管理に関する高い知見をもっております。情報収集等その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、かかる知見を持つ同氏が適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	再任 社外 独立 はせがわ ようじ 長谷川 洋二 (1952年12月9日生)	1979年3月 司法研修所卒業 1979年4月 弁護士登録 2003年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人長谷川洋二法律事務所代表 (株)キョウデン社外取締役 ルビコン(株)社外取締役 伊那市工場福祉事業協同組合理事長	一株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、会社経営に関する十分な見識を有しておられることおよび弁護士としての専門的な知識・経験をもとに長年にわたり当社の監査役、監査等委員である取締役として経営全般を監視し、有益な助言をいただいていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。		
3	新任 社外 独立 こまつ てつお 小松 哲夫 (1954年1月5日生)	1976年4月 (株)八十二銀行入行 2011年6月 同行常務取締役 2015年6月 長野計器(株)社外取締役 2016年6月 同社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 長野計器株式会社常務取締役	一株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は金融機関および製造メーカーにおける経営に携わってきた経験に基づく内部統制およびリスク管理に関する高い知見をもっております。かかる知見に基づき、当社の監査等委員である取締役として経営全般を監視し、有益な助言をいただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。		

- (注) 1. 長谷川洋二氏は、弁護士法人長谷川洋二法律事務所の代表を務めており、同法人は当社と法律顧問契約を締結しております。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 長谷川洋二および小松哲夫の両氏は、社外取締役候補者であります。

4. 当社は、長谷川洋二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、小松哲夫氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

なお、当社は長谷川洋二氏が代表を務める弁護士法人長谷川洋二法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、当社が支払っている報酬額は10百万円以下であり、かつ、同事務所が受領する報酬総額に占める割合も僅少であることから、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものでなく、同氏の独立性は十分確保されているものと判断しております。

5. 長谷川洋二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。

6. 長谷川洋二氏と当社間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認され、社外取締役に選任された場合、期待された役割を十分発揮できるよう同契約を継続する予定であります。また、小松哲夫氏の選任が承認され、社外取締役に就任された場合、期待された役割を十分発揮できるよう同様の責任限定契約を新たに締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
よね だ やす はる 米 田 保 晴 (1950年6月18日生)	1975年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 1998年6月 同行米州部長 2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行) 米州 企画部長 2004年3月 信州大学(現国立大学法人信州大学) 経済学部教授 2005年4月 同大学大学院法曹法務研究科教授 2006年6月 高岡信用金庫員外監事(現任) 2015年6月 (株)タカギセイコー社外取締役(現任) 2016年4月 国立大学法人信州大学名誉教授(現任)	一株

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】

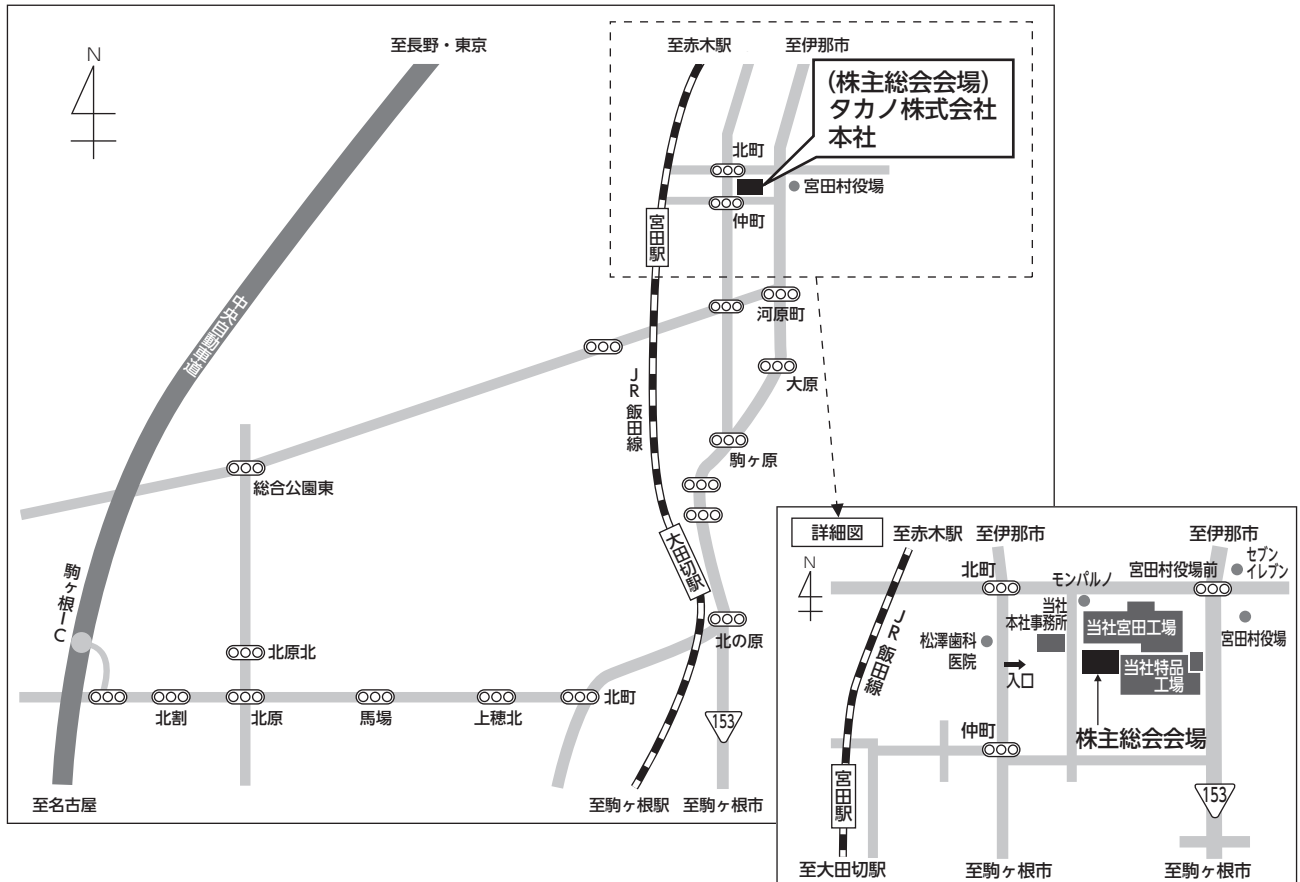
同氏は、金融機関で培った金融経済に関する経験と知識をもっております。また、国立大学法科大学院教授を勤めるなど、企業法務全般における非常に高い見識をもっております。かかる見識等に基づき、当社の監査等委員である社外取締役として経営全般を監視し、有益な助言をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田保晴氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 米田保晴氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、社外取締役として就任する予定ですので、期待された役割を十分発揮できるよう、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

会場（長野県上伊那郡宮田村137番地）
（タカノ株式会社本社管理棟2階第3会議室）
T E L：（0265）85－3150（代表）



J R 飯田線

宮田駅より……………徒歩で7分
中央道駒ヶ根インターチェンジより
……………車で10分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。